

電波有効利用成長戦略懇談会（第13回）（非公開）議事要旨

1. 日時

平成30年6月19日（火）15：00～17：00

2. 場所

中央合同庁舎第2号館（総務省）8階 第1特別会議室

3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、大橋弘（東京大学大学院経済学研究科教授）、北俊一（株式会社野村総合研究所パートナー）、関口和一（株式会社日本経済新聞社編集委員）、高田潤一（東京工業大学環境・社会理工学院教授）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、寺田麻佑（国際基督教大学教養学部准教授）

総務省：

坂井総務副大臣、小林総務大臣政務官、鈴木総務審議官、武田総括審議官、山田情報流通行政局長、吉田総括審議官、渡辺総合通信基盤局長、竹内電波部長、小笠原総合通信基盤局総務課長、野崎電波政策課長、金澤電波政策課企画官、中村電波利用料企画室長、杉野移動通信課長、近藤電波環境課長、竹村事業政策課長、椿国際戦略局参事官、湯本放送政策課長

4. 議事要旨

（1）開会

（2）議事

①周波数割当制度の見直し

- 無線局の免許は基本的には許可の性質であるが、携帯電話等が使用する周波数帯は

貴重な周波数帯であり、開設計画も出させていることから、その免許はある程度特許のような性質もある。今後の電波政策においては、この性質がどの範囲まで広がるかが重要になってくる。

- 周波数の有効利用に関する計画について、計画の達成状況を後で確認する仕組みにすると、事業者が達成しやすい計画を立てる可能性があるため、そうならないようにする必要がある。
- 「電波の有効利用」という場合、有効利用させるという運用上の意味と、最も有効利用できる者をいかに選ぶかという意味がある。今回の懇談会では主に後者の観点から議論したと思うが、運用の方もきちんと検討していく必要がある。
- 5Gの割当てでは、人口カバー率など、これまでの審査項目がマッチしない可能性があるため、今後検討する必要があるのではないか。

②電波利用料制度の見直し

- 公共用無線局からの電波利用料徴収について、有効利用が行われていない無線局の例としてアナログ技術を使っている無線局が挙げられている。デジタルの中でも有効利用されているか区別できるような基準を考えていく必要がある。
- 免許不要帯域について、登録局制度を活用しようとするすると登録に係る手続や電波利用料等は必要になるが、開設者の状況を把握するにはよい方法である。電波をしっかりと有効利用してもらうための方策が必要ではないか。

③その他の電波有効利用方策

- 今後、調査・研究等用端末の利用の迅速化に向けた新たな仕組みを検討するに当たり、免許申請の段階で企業や大学等から総務省に対して提供される情報については秘密保持に配慮する必要がある。

④その他

- 報告書については、「このような将来があるから今はこうする」という流れが分かりやすいので、将来ビジョンを電波有効利用方策の検討より前に持ってくる構成がよいのではないか。

(3) 閉会

以上